

# ◇◆特定記録郵便とは◇◆

特定記録郵便は郵便局窓口へ持ち込んで手続きをする方法です。

**※ポスト投函は出来ません。**

注意：申し込みについては、2016年4月18日(月)午前8時以降に郵便窓口へ申請書類を持参し『特定記録郵便』で差し出した時間が早い順から受付けることとなります。申し込みを予定している最寄りの郵便窓口の営業時間および『特定記録郵便』の取扱いをしているかを事前に必ず確認して下さい。

## 《特定記録郵便の利用手順》

1. 「書留・特定記録郵便物等受領票」に必要事項を記入する。  
※特定記録郵便は郵便局の窓口以外では発送出来ません。
2. 郵便局窓口で申し込む。  
郵便局員の方が封筒にバーコードをつけてくれます。



3. 「受領証」をもらう。

郵便局から返される「受領証」にはお問い合わせ番号が記載されています。郵便局のホームページから追跡サービスでお問い合わせ番号を入力すると配達状況(申請書類を提出した時間など)が確認できます

### 書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前) 000-000 東京都00区001-2-3-103 山田花子様			
お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害額	摘要
株式会社〇〇〇様	597-54-9457		¥300
様			
様			

【ご注意】  
この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。  
損害賠償額は原則として次のとおりです。  
・一般書留：申出損害賠償額の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。  
・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。  
・特定記録：損害賠償はありません。  
【配達状況がわかります】  
フリーコール 0120-232886  
インターネット <http://www.post.japanpost.jp>



日本郵便株式会社

#### 4. 追跡サービスについて

お問い合わせ番号で検索すると下記の画面で配達状況を確認出来ます。  
引受の日時が申請書類を提出した時間になりますのでご自身でご確認下さい。

The screenshot shows the Japanese Post website interface. At the top, there is a red header with the JP logo and the text '郵便局' (Post Office). Below the header, there is a search bar with the text 'キーワードを入力してください' (Enter keyword) and a '検索' (Search) button. The main content area is titled '検索結果 詳細 [郵便物等]' (Search Results Details [Mail etc]).

Under the '配達状況詳細' (Delivery Status Details) section, there is a table with two columns: 'お問い合わせ番号' (Inquiry Number) and '商品種別' (Product Type). The inquiry number is '514-32-80053-...' and the product type is '特定記録郵便' (Registered Mail).

Below this is the '履歴情報' (History Information) section, which contains a table with the following columns: '状態発生日' (Status Occurrence Date), '配送履歴' (Delivery History), '詳細' (Details), '取扱局 郵便番号' (Handling Office Postcode), and '県名等' (Prefecture etc.).

状態発生日	配送履歴	詳細	取扱局	
			郵便番号	県名等
2016/01/20 13:27	引受		泉佐野郵便局 598-8799	大阪府
2016/01/21 06:37	到着		本郷郵便局 113-8799	東京都
2016/01/21 11:25	お届け先にお届け済み		本郷郵便局 113-8799	東京都

A red arrow points from the '引受' (Accepted) row to the explanatory text box below. On the right side of the page, there is a sidebar with '便利機能' (Convenient Functions) and '商品・サービス' (Products/Services) sections.

引受時間が 2016年4月18日(月)午前8時以降の時間帯から  
時間が早い順に受付をします。

**\* 注意 \***

引受時間が4月18日(月)8時前(例:午前7:59、午前00:00など)の差し出し時間の書類は受付期間外となり受取拒否で返却します。また、引受時間が【時間不明】となっている場合は事務局で提出時間を確認することが出来ないため、時間不明で返却となります。